

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

本則関係

別表の欄中の金額を改める例 1 ページ

附則関係

附則第一項の例 1 ページ

附則第二項の例 1 ページ

理由関係 1 ページ

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

本則関係

別表の欄中の金額を改める例 2 ページ

附則関係

附則第一項の例 2 ページ

附則第二項の例 2 ページ

理由関係 3 ページ

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

【本則関係】

別表の欄中の金額を改める例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十二号）

別表報酬月額の欄中「二三三、一〇〇円」を「二三四、四〇〇円」に、「二二五、三〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に改める。

【附則関係】

附則第一項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十五号）

附則（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この

【「理由」関係】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（平成三十年・第二百九十七回国会提出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、

附則第二項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十五号）

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

【本則関係】

別表の欄中の金額を改める例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十三号）

別表俸給月額の欄中「二一三三、一〇〇円」を「二三四、四〇〇円」に、「二二五、三〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に、「二一〇四、六〇〇円」を「二〇六、六〇〇円」に改める。

【附則関係】

附則第一項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十六号）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十六号）

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（平成三十年・第百九十七回国会提出）
一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。